⑭集積回路配置設計保護条例[1]

1. 2001 年 4 月 2 日中華人民共和国国務院令第 300 号により公布
2. 2026 年 7 月 23 日中華人民共和国国務院令第 842 号により改訂

第一章 総則

第１条 集積回路配置設計専有権を保護し、集積回路の技術創新を奨励し、科学技術の発展を促進するために、この条例を制定する。

第２条 集積回路配置設計の保護業務は、党と国家知的財産戦略の策略を貫徹し、我が国の集積回路配置設計の創造、運用、保護、管理及びサービス水準を向上させなければならない。

第３条 この条例における次に掲げる用語を定義する。

（一）集積回路とは、半導体材料を基板とし、少なくとも一つの能動素子を有する二つ以上の素子及び一部又は全部を互いに接続する回路を基板において又は基板の上に集積することにより、ある種の電子的機能を実行する中間製品又は最終製品をいう。

（二）集積回路配置設計（以下「配置設計」と略称する）とは、集積回路のうち少なくとも一つの能動素子を有する二つ以上の素子及び一部若しくは全部を互いに接続する回路の三次元配置、又は集積回路を製造するために用意された上述の三次元の配置をいう。

（三）配置設計権利者とは、この条例の規定により、配置設計について専有権を享有する自然人、法人又は非法人組織をいう。

（四）複製とは、配置設計又は当該配置設計を含む集積回路を繰返して製作する行為をいう。

（五）商業的利用とは、商業的目的のために、保護を受ける配置設計、当該配置設計を含む当該集積回路又は当該集積回路を含む物を、輸入し、販売し又はその他の方法により提供する行為をいう。

２　光子、量子等の機能を集積した集積回路の配置設計は、この条例の規定に基づいて保護することができる。

第４条 中国の自然人、法人又は非法人組織が創作した配置設計は、この条例により配置設計専有権を享有する。

２　外国人、外国企業又は外国のその他の組織の創作した配置設計が最初に中国の域内において商業的利用に投入された場合は、この条例により配置設計専有権を享有する。

３　外国人、外国企業又は外国のその他の組織の創作した配置設計は、その創作者の所属する国が中国と配置設計保護に関する協定を締結している場合、又は中国と共同して配置設

[1] 原文の出典：中華人民共和国中央人民政府の公式サイト（2026 年 8 月 3 日）https://www.gov.cn/zhengce/content/202608/content_7077398.htm、2026 年 8 月 20 日最終閲覧）

計の保護に関する国際条約に参加している場合は、この条例により配置設計専有権を享有する。

第５条 配置設計の登録の申請又はその他の配置設計に関する手続は、自ら行うこともでき、法により設立された専利代理機関に委任して行うこともできる。

2　中国において恒常的な居所若しくは営業所を有しない外国人、外国企業又はその他の外国の組織が中国において配置設計の登録の申請及びその他の配置設計に関する手続を行う場合は、法により設立された専利代理機関に委任して行わなければならない。

3　専利代理機関は、法律、行政法規を遵守し、被代理人の委任に従い、配置設計の登録の申請又はその他の配置設計に関する手続を行わなければならず、被代理人の配置設計における未公開の内容については守秘義務を負う。

第６条 保護を受ける配置設計は、独創性を有しなければならない。すなわち、当該配置設計は創作者自らの知的労働の成果であり、かつ当該配置設計が、その創作時に配置設計の創作者及び集積回路の製造者において公知の通常の設計ではないことが必要である。

2　保護を受ける通常の設計からなる配置設計の場合は、その組合せが全体として前項に規定する条件を満たさなければならない。

第７条 この条例の配置設計に対する保護は、思想、処理過程、操作方法又は数学概念等には及ばない。

第 8 条 国務院知識産権行政部門は、全国の配置設計専有権に関する管理業務を担当する。

第９条 配置設計の登録の申請及び配置設計専有権の行使は、誠実信用の原則を遵守しなければならない。配置設計専有権を濫用して、国家の利益、社会公共の利益、又は他人の合法的権益を損なってはならない。

2　配置設計専有権を濫用し、競争を排除又は制限して、独占的行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づいて処理するものとする。

第 10 条 国務院知識産権行政部門は、関係する部門と連携して措置を採ることにより、配置設計に関する公共サービスを強化し、配置設計の利用を促進しなければならない。

第二章 配置設計専有権

第 11 条 配置設計権利者は次に掲げる専有権を享有する。

（一）保護を受ける配置設計の全部又はそのうちの独創性を有する任意の部分について複製すること

（二）保護を受ける配置設計、当該配置設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物を商業的利用に投入すること

第 12 条 配置設計専有権は、国務院知識産権行政部門の登録を経て発生する。

2　登録を経ていない配置設計は、この条例の保護を受けることができない。

第 13 条 配置設計専有権は配置設計の創作者に帰属する。ただし、この条例に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2　法人又は非法人組織の主宰により、法人又は非法人組織の意思に基づいて創作され、かつ法人又は非法人組織が責任を負う配置設計は、当該法人又は非法人組織が創作者となる。

3　自然人が創作した配置設計は、当該自然人が創作者となる。

第 14 条 二以上の自然人、法人又は非法人組織が共同して創作した配置設計について、その専有権の帰属は共同創作者の約定による。約定がなく又は約定が不明な場合、その専有権は共同創作者が共同して享有する。

第 15 条 委託を受けて創作された配置設計について、その専有権の帰属は委託者及び受託者の双方の約定による。約定がなく又は約定が不明な場合、その専有権は受託者が享有する。

第 16 条 この条例第 13 条第 2 項に定める状況に該当する場合、法人又は非法人組織は、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」及び関連する国の規定に基づき、条件を満たす者に対して合理的な報奨及び報酬を支給しなければならない。

第 17 条 配置設計専有権の保護期間は 10 年とし、配置設計の登録申請日、又は世界のいずれかの地域において最初に商業的利用に投入された日より起算し、いずれか早い日を基準とする。ただし、登録の有無又は商業的利用に投入されたか否かにかかわらず、配置設計の創作が完了する日より 15 年経過した後は、この条例による保護を受けることができない。

第 18 条 配置設計専有権が自然人に帰属する場合は、当該自然人が死亡した後、その専有権はこの条例の規定する保護期間内において、法により移転される。

2　配置設計専有権が法人又は非法人組織に帰属する場合は、法人又は非法人組織の変更、終了後、その専有権は、この条例の規定する保護期間内に、その権利、義務を承継する法人又は非法人組織が享有する。その権利、義務を承継する法人又は非法人組織がない場合は、この条例による保護を受けることができない。

第三章 配置設計の登録

第 19 条 国務院知識産権行政部門は配置設計の登録業務を担当し、配置設計の登録の申請を受理する。

第 20 条 配置設計の登録の申請は、真正の創作活動に基づくものでなければならず、虚偽欺瞞してはならない。

第 21 条 登録の申請に係る配置設計が国家安全又は重大な利益に関わり、秘密を保持する必要がある場合は、国の関連する規定に従って取り扱う。

第 22 条 配置設計の登録の申請は、次に掲げるものを提出しなければならない。

（一）配置設計登録申請表

（二）配置設計の複製物又は図面

（三）配置設計の独創性声明

（四）国務院知識産権行政部門の規定するその他の材料

2　配置設計がすでに商業的利用に投入されている場合、配置設計の登録の申請は、当該配置設計を含む集積回路のサンプルを提出しなければならない。

第 23 条 申請人が提出する複製物又は図面には、配置設計に関する必要な情報が含まれていなければならず、当該配置設計に独創性を有する部分が明確に示されていなければならない。

第 24 条　独創性声明には、配置設計における独創性を有する設計領域、設計要点及び対応

する機能が明記されていなければならない。

2　配置設計が全体として独創性を有する場合は、独創性声明においてその旨を具体的に説明しなければならない。

第 25 条　国務院知識産権行政部門がこの条例第 22 条に規定する配置設計登録の申請書類を受け取った日を申請日とする。申請書類が郵送による場合は、通信日付印により表示された日を申請日とする。

第 26 条 配置設計が世界のいずれかの地域において最初に商業的利用された日より 2 年以内に、国務院知識産権行政部門に登録の申請を提出しなかったものについては、国務院知識産権行政部門は登録を行わない。

第 27 条 国務院知識産権行政部門は配置設計登録の申請に対して初歩的審査を行い、登録の申請に係る配置設計がこの条例第 3 条第 1 項第（一）号、第（二）号又は第 7 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条の規定を明らかに満たさない場合は、申請人に通知し、指定期間内に意見の陳述又は補正を求める。申請人が期間を満了しても応答しない場合は、その申請は取り下げたものとみなす。申請人の意見の陳述又は補正後、国務院知識産権行政部門が依然としてこの条例の規定を満たさないと認めるときは、拒絶しなければならない。

第 28 条 配置設計の登録の申請が、初歩的審査を経て拒絶理由を発見しない場合は、国務院知識産権行政部門が登録を行い、登録証明書類を発行し、かつ公告する。

第 29 条 配置設計登録申請人が、国務院知識産権行政部門の登録申請を拒絶する決定に不服があるときは、通知を受領した日から 3 月以内に、国務院知識産権行政部門に対し復審を請求することができる。国務院知識産権行政部門は復審の後、決定を行い、かつ配置設計の登録申請人に通知する。配置設計の登録申請人が国務院知識産権行政部門の復審決定に依然として不服があるときは、法により人民法院に訴えを提起することができる。

第 30 条 配置設計が許可されて登録された後に、国務院知識産権行政部門は当該登録がこの条例の規定を満たさないことを発見した場合、当該登録を取り消し、配置設計権利者に通知し、かつ登録して公告しなければならない。

2　何人も、当該登録がこの条例の規定を満たさないことを発見した場合、国務院知識産権行政部門に配置設計登録の取消しを請求することができる。国務院知識産権行政部門は、配置設計登録の取消しの請求に対し、遅滞なく審理を行い、決定を行い、請求人と配置設計権利者に通知しなければならない。配置設計登録を取り消す旨の決定は、国務院知識産権行政部門が登録して公告する。

3　前二項にいう「この条例の規定を満たさない」とは、この条例第 3 条第 1 項第（一）号、第（二）号、又は第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 17 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条の規定を満たさないことをいう。

4　配置設計権利者又は請求人が、国務院知識産権行政部門による審査決定に不服がある場合は、法により人民法院に訴えを提起することができる。

第 31 条 配置設計登録が取り消された場合、当該配置設計専有権は初めからなかったものとみなす。

第 32 条 国務院知識産権行政部門の職員及び関係者は、配置設計登録における未公開の内容について守秘義務を負う。

第 33 条 当事者が不可抗の事由により、この条例に定める期間又は国務院知識産権行政部門の指定期間を徒過したためにその権利を喪失した場合は、その障害が解消した日から 2 月以内、かつ当該期間の満了日から 2 年以内に、国務院知識産権行政部門に理由を説明しかつ関連する証拠書類を添付し、その権利の回復を請求することができる。

2　前項に規定する場合を除き、当事者がその他の正当な理由により、この条例に定める期間又は国務院知識産権行政部門の指定期間を徒過したためにその権利を喪失した場合は、国務院知識産権行政部門からの通知を受領した日から 2 月以内に、国務院知識産権行政部門に理由を説明し、その権利の回復を請求することができる。ただし、復審請求の期間を徒過した場合は、復審請求の期間が満了する日から 2 月以内に、国務院知識産権行政部門にその権利の回復を請求することができる。

3　当事者が国務院知識産権行政部門の指定期間の延長を請求する場合は、当該期間が満了する前に、国務院知識産権行政部門に理由を説明し、かつ所定の手続を行わなければならない。

4　本条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例第 17 条及び第 26 条に定める期間に適用しない。

第四章 配置設計専有権の行使

第 34 条 保護を受ける配置設計は、登録された配置設計の複製物又は図面によって示されたものを基準とし、独創性声明は配置設計の独創性の解釈に用いることができる。

第 35 条 配置設計権利者は、その専有権を他人に譲渡し又はその配置設計の使用を他人に許諾することができる。

2　中国の自然人、法人又は非法人組織が、配置設計専有権を外国人、外国企業又はその他の外国の組織に譲渡する場合、関連する法律、行政法規及び国の関連する規定に従って手続を行わなければならない。

3　配置設計専有権を譲渡する場合、当事者は書面による契約を締結し、かつ国務院知識産権行政部門に登録しなければならず、国務院知識産権行政部門が公告する。配置設計専有権の譲渡は登録の日より効力を発生する。

4　他人にその配置設計の使用を許諾する場合、当事者は書面による契約を締結し、かつ契約の発効日から 3 月以内に国務院知識産権行政部門に届け出なければならない。

5　配置設計専有権をもって質権を設定する場合は、質権設定者と質権者が共同して国務院知識産権行政部門に質権の設定の登録を行い、国務院知識産権行政部門が公告する。

第 36 条 回路配置専有権の共有者が権利の行使について約定がある場合は、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独でその回路配置設計を使用し、又は通常使用許諾で他人にその回路配置設計の使用を許諾することができる。他人にその回路配置設計の使用を許諾する場合、受け取った使用料は共有者の間で分配しなければならない。

2　前項に規定する場合を除き、共有に係る回路配置専有権の行使は共有者全員の同意を得なければならない。

第 37 条 次に掲げる行為は、配置設計権利者の許諾を経ることなく、その使用料を支払わなくてもよい。

（一）私的目的又は評価、分析、研究、教育等の目的のみのために、保護を受ける配置設計を複製すること

（二）保護を受ける配置設計についての前号の評価、分析を基に、独創性を有する配置設計を作り出すこと

（三）自らが独立して創作した他人のものと同一の配置設計を複製し又はそれを商業的利用に投入すること

第 38 条 保護を受ける配置設計、当該配置設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物を、配置設計権利者又はその許諾を経た者が市場に投入した後、他人が再度商業的に利用する場合は、配置設計権利者の許可を経ることなく、かつ配置設計権利者に使用料を支払わなくてもよい。

第 39 条 国家の緊急事態若しくは非常事態の発生時、又は公共の利益の目的のため又は人民法院、反独占法執行機関が配置設計権利者に独占行為があるために救済が必要であることを法により認定したとき、国務院知識産権行政部門はその配置設計を使用するための非自発的許諾を与えることができる。

第 40 条 国務院知識産権行政部門が配置設計を使用するための非自発的許諾を与えることを決定するときは、遅滞なく配置設計権利者に通知しなければならない。

2　配置設計を使用するための非自発的許諾を与える決定は、非自発的許諾の理由に基づいて、使用範囲と時間を規定しなければならない。その範囲は、公共の目的のための非商業的使用に限定し、又は人民法院、反独占法執行機関が配置設計権利者に独占行為があるために救済が必要であることを法により認定した場合に限定しなければならない。

3　非自発的許諾の理由が解消されかつ再発しないとき、国務院知識産権行政部門は配置設計権利者の請求により、審査を経て、配置設計を使用するための非自発的許諾を終了する決定をしなければならない。

第 41 条 配置設計を使用するための非自発的許諾を取得した自然人、法人又は非法人組織は、独占的な使用権を享有せず、また他人に使用を許諾する権原はない。

第 42 条 配置設計を使用するための非自発的許諾を取得した自然人、法人又は非法人組織は、配置設計権利者に合理的な使用料を支払わなければならず、その額は双方の協議による。双方の協議が成立しない場合は国務院知識産権行政部門が裁決を行う。

第 43 条 配置設計権利者が国務院知識産権行政部門による配置設計を使用するための非自発的許諾に関する決定に不服がある場合、配置設計権利者及び非自発的許諾を取得した自然人、法人若しくは非法人組織が国務院知識産権行政部門による配置設計の非自発的許諾の使用料に関する裁決に不服がある場合は、法により人民法院に訴えを提起することができる。

第五章 法的責任

第44条 この条例に別段の定めがある場合を除き、配置設計権利者の許諾を経ることなく、次に掲げる行為のいずれか一つに該当するとき、その行為者は侵害行為を直ちに停止し、かつ賠償責任を負わなければならない。

（一）保護を受ける配置設計の全部又はそのうちの独創性を有する任意の部分を複製す

る行為

（二）商業の目的のために、保護を受ける配置設計、当該配置設計を含む集積回路、又は当該集積回路を含む物を輸入し、販売し又はその他の方法により提供する行為

第 45 条 配置設計権利者の許可を経ることなく、その配置設計を使用し、すなわち配置設計専有権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者の協議により解決を図る。協議を望まない場合又は協議が成立しない場合、配置設計権利者又は利害関係人は、人民法院に訴えを提起することができ、国務院知識産権行政部門に処理を求めることもできる。国務院知識産権行政部門による処理の場合、侵害行為の成立を認定したときは、侵害者に侵害行為を直ちに停止することを命じ、侵害製品又は物を没収し、廃棄することができる。当事者に不服があるときは、法により人民法院に訴えを提起することができる。侵害者が期間を満了しても訴えを提起せず、かつ侵害行為を停止しない場合、国務院知識産権行政部門は人民法院による強制執行を請求することができる。当事者の請求に応じて、国務院知識産権行政部門は、配置設計専有権の侵害による賠償額について調停することができる。調停が成立しない場合、当事者は法により人民法院に訴えを提起することができる。

第 46 条 配置設計専有権の侵害に対する損害賠償額は、権利者が侵害されることにより被った実際の損害、又は侵害者が侵害により得られた利益により決定する。権利者の損害又は侵害者の利益の算定が困難な場合は、当該配置設計の許諾使用料の倍数を参酌して合理的に決定する。配置設計専有権を故意に侵害し、情状が重い場合は、上述の方法により決定した額の 1 倍以上 5 倍以下で、損害賠償額を決定することができる。

2　損害賠償額には、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

第47条 保護を受ける配置設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物を取得したとき、不法に複製された配置設計が含まれることを知らないで、また知り得るべき合理的な理由もなく、それを商業的利用に投入した場合は、侵害とみなさない。

2　前項の行為者は不法に複製された配置設計が含まれるとの明確な通知を受領した後は、現に在庫している商品又はこれより以前に注文した商品については引き続き商業的利用に投入することができる。ただし、配置設計権利者に対して合理的な使用料を支払わなければならない。

第 48 条 専利代理機関が、被代理人の配置設計における未公開の内容を漏洩した場合は、「専利代理条例」第 25 条の規定に基づいて処罰するものとする。

2　国務院知識産権行政部門の職員及び関係者が、配置設計登録における未公開の内容を漏洩した場合は、法により処分を科す。国家秘密の漏洩、営業秘密の侵害に関わった場合は、関係する法律、行政法規の規定に従い、法的責任を負うものとする。

第 49 条 配置設計の専有権の管理業務を従事する国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私利のために不正行為を働く場合は、法により処分を科す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第六章 附則

第 50 条 配置設計が登録されて公告された後、公衆は当該配置設計登記簿の閲覧、又は国

務院知識産権行政部門に当該登記簿の副本の交付を請求することができる。公衆は当該配置設計の複製物又は図面の紙の書面の閲覧を請求することもできる。

2　訴訟又は行政処理手続等について国の機関が法による職務の遂行のために必要な場合を除き、いかなる者も配置設計の複製物又は図面の電子データを閲覧し又は複製してはならない。

第 51 条 配置設計の登録の申請及びその他の手続は、規定に従い費用を納付しなければならない。

第 52 条 この条例に規定する各種の期間の初日は期間に算入せず、翌日から起算する。期間が月又は年をもって計算する場合は、最後の月に応当する日を期間満了日とする。その月に応当する日がない場合は、その月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が法定の休日に当たるときは、その休日の次の営業日をもってその期間の満了日とする。

第 53 条 いかなる国又は地域が、集積回路の配置設計の保護に関し、中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限又はその他の類似の措置を採る場合、中華人民共和国はその実情に応じ、関連する国又は地域に対して相応の措置を採ることができる。

第 54 条 この条例は 2026 年 10 月 15 日より施行する。